

学校法人四條畷学園行動計画

令和 8 年 4 月 1 日

学校法人四條畷学園は、次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づき、仕事と家庭を両立し、教職員が十分に能力を発揮・活躍できる環境を整えるため、下記の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 目標と取り組み内容・実施時期

本学園においては、管理職に占める女性の割合が十分でないこと、長時間労働の是正が課題であること、男性の育児休業取得が進んでいないことから、以下の目標を設定する。

目標 1：管理職に占める女性の割合を 30%以上にする。(令和 8 年 3 月現在 26%)

取組内容

- ・女性職員を対象とした管理職候補者育成のための研修を実施する。
- ・女性職員のキャリア形成を支援し、管理職への登用を積極的に進める。
- ・管理職登用に関する意識啓発を行う。

実施時期

令和 8 年 4 月以降、継続的に実施する。

目標 2：各月の平均残業時間を 6 時間以内とする。(令和 7 年実績 7 時間 30 分)

取組内容

- ・業務内容および業務分担の見直しを行い、業務の効率化を推進する。
- ・ノー残業デーの設定および周知徹底を行う。
- ・管理職による労働時間管理の徹底を図る。

実施時期

令和 8 年 4 月以降、継続的に実施する。

目標 3：男性の育児休業取得率を令和 13 年 3 月末までに 30%以上とする。(令和 7 年 3 月現在利用実績なし)

取組内容

- ・育児休業制度について職員への周知を行う。
- ・配偶者の出産予定がある職員に対し、育児休業制度の個別案内を行う。
- ・管理職に対し、男性職員の育児休業取得促進について意識啓発を行う。

実施時期

令和 8 年 4 月以降、継続的に実施する。

以上